

# 取締役の責任

## 一・事件の発生

当社が扱っている食品の原料に、日本では承認されていない食品添加物が混入している事が判明したため、臨時取締役会が開かれて対策が協議された。その結果、当該添加物は健康に影響を及ぼすものではない事、製品は既に流通して回収は困難である事、製造工程の見直しは完了しており当該添加物は使用されていない事から、一連の事実は積極的に公表しない事とされた。

それから、数ヶ月後、保健所への密告からこの事実が世間の耳目を集める事となり、マスコミの論調も事実を隠蔽した事への糾弾といった様相を呈してきたため、当社の株価が大きく下落する事態となった。

そこで、取締役会に出席していたA取締役の担当秘書から相談があった。Aさんは、取締役会では事実を公表した方が良いという意見は述べたものの、事実を公表しない方針に積極的には反対しなかったことである。

## 二・取締役の責任

担当 A取締役は何か責任を負うリスクはありますか。

公平 取締役は、会社に対して委任または準委任の関係にあるため(会社法三三〇条)、善管注意義務(民六四四條)、及び、忠実義務(会社法三五五條)を負います。したがって、この義務に違反して任務を怠った場合、これによって生じた損害を賠償する義務を負います(会社法四二三条一項)。

担当 本件では、任務を怠った事になるので

でしょうか。

公平 取締役の任務には、法令を遵守して職務を行う事が含まれますが、会社や株主の利益保護を目的とする規定だけでなく、全ての法令を遵守する事が求められるので、善管注意義務に違反したと判断されれば、会社に生じた損害に対する損害賠償義務を負う可能性があります。

本件の場合、食品という人の健康にも関わる不祥事を公表する事は、コンプライアンスが重視される会社経営において強く求められており、公表により迅速に過ちを正して再発防止を行い、消費者の信頼を取り戻す事が急務であったといえます。したがって、問題を先送りした事は「善管注意義務違反にあたる」とされるおそれがあると考えられます。

担当 A取締役は、取締役会では公表すべきという意見を述べたのですが、やはり責任を負わなければならないのでしょうか。

公平 取締役は他の取締役に對する監督義務も負っているため、他の取締役の任務懈怠を放置した場合は、善管注意義務違反となるおそれが出てきます。

担当 具体的にどのような対応をすべきだったのでしょうか。

公平 どうも取締役会では、「積極的には公表しない」という曖昧で成り行き任せの方針が事実上決まっただけで、特に決議がなされた訳ではないようです。例えば、Aさんとしては、明確な決議を

行う様求めたうえで、公表する方に票を投じ、議事録にも残しておく、さらには、監査役に報告したり、場合によっては弁護士に相談したりして適法性の確認をしておく事が望ましかったといえるでしょう。

## 三・責任の限定

担当 それでは、万一、株主代表訴訟が提起された場合、A取締役は会社の損害全部について損害賠償責任を負わなければならないのでしょうか。

公平 はい、余りに過大な責任を取締役に課す事は経営の萎縮を招くため、商法の時代から順次責任を限定する改正がなされています。

### (一)責任の免除

まず、総株主(議決権を有しない株主を含む)の同意があれば、責任を免除する事が出来ます(会社法四二四條)。

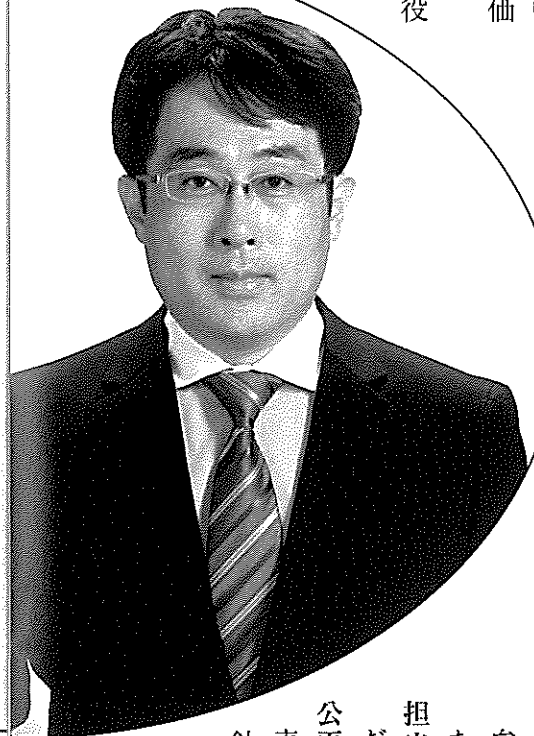
### (二)責任の軽減

次に、①「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」は、株主総会の特別決議で、一定の額(最低責任限度額)まで責任を免除する事が出来ます(会社法四二五條)。また、②定款で定める事により、取締役会決議で最低責任限度額まで免除する事(四二六條)、③非業務執行取締役等については、定款で定める事により、あらかじめ責任を限定する契約を会社と締結する事が出来ること

〈第5回〉

# 法務部員 公平太郎の 法務相談室

きとう あつし  
佐藤 篤志  
東京佐藤法律事務所 弁護士  
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。



れています(会社法四二七條)。

担当 A取締役は、業務執行取締役です。

公平 そうすると、責任限定契約はできないですね。しかし、当社では、定款で最低責任限度額の定めがあるので、代表取締役でないA取締役の場合は、万一の場合でも一年分の役員報酬が賠償責任の上限になると考えられます。

## 四・会社法改正

担当 ところで、旧商法では取締役の責任の性質については議論があったようですが、会社法ではどのように変わったのでしょうか。

公平 改正前の商法二六六條一項では、①違法配当(二号)、②利益供与(二号)、③他の取締役への金銭貸付(三号)、④利益相反取引(四号)が無過失責任とされ、⑤法令定款違反(五号)が過失責任とされていました。

しかし、それでは過大な損害賠償責任を負う事を恐れて業務執行を萎縮させかねない

いとの批判があったため、会社法では、上記の五号を任務懈怠責任として規定し(会社法二八八條一項)、利益相反取引の直接取引の相手方のみが無過失責任とされ(同三項)、三号は廃止されました。

担当 昨年(平成二六年)も会社法改正があったようですが何が変わったのですか。

公平 本件との関係で言うと、上記の責任限定契約を締結できる取締役の範囲が、それまでは社外取締役までだったところ、非業務執行取締役等まで拡大されました。これは、責任限定契約の利用は、社の内外ではなく業務への関与が出来るか否か、すなわち責任発生リスクを自らコントロール出来るか否かで区別するのが適切であるという考え方に基づくものです。

## 五・まとめ

今回は、取締役の責任という会社経営にとって最も基本的な規定を確認しました。近時、コーポレートガバナンスに関する制度の見直しが加速しており、その取り組みが注目されていますが、基本に立ち返って取締役の責任の内容を確認しておく事は意義のある事だと考えます。

なお、法改正により、過大な賠償義務を負うリスクは限定されてきているとはいえ、それでも、不可避免的に起こる賠償リスクに対処するためには、役員保険なども併せて利用する事が有益でしょう。

以上